

弥富市告示第120号

弥富市火葬場条例施行規則（昭和50年弥富町規則第2号）第2条の規定に基づく休場日を次のように告示する。

令和4年10月14日

弥富市長 安藤正明

令和5年における火葬場の休場日						
1月	6日	12日	18日	23日	29日	
2月	4日	10日	16日	20日	26日	
3月	4日	10日	16日	22日	28日	
4月	3日	9日	15日	25日		
5月	1日	7日	13日	19日	24日	30日
6月	5日	11日	17日	21日	27日	
7月	3日	9日	15日	20日	26日	
8月	1日	7日	13日	17日	23日	29日
9月	4日	10日	15日	21日	27日	
10月	3日	9日	20日	26日		
11月	1日	7日	17日	23日	29日	
12月	5日	11日	16日	22日	28日	

弥富市火葬場条例施行規則

第2条 弥富市火葬場の休場日は、慣習等の事由により市長が必要があると認めて告示した日及び1月1日とする。

2 市長は、特に必要があると認めたときは、臨時に前項の休場日を変更することができる。